



伯子男爵、貴族院議員選舉ニ關ル規則

機密

1908



114
A2604



伯子男爵ノ貴族院議員選舉ニ関ル

第一條 伯子男爵ヲ有スル成年以

上ノ者ハ貴族院令第一條第三項

ニ依リ各其ノ同爵者ノ貴族院議

員ヲ選舉ス但シ衆議院議員選舉

法第十四條ノ各項ニ觸ル者ハ

此ノ限ニ在ラス

大正十一年四月
隈侯爵邸
贈

第ニ條 刑事ノ訴ヲ受ケ拘留又ハ
保釋中ニ在ル者ハ其裁判確定ニ
至ルマテ選舉ヲ行フコトヲ得ス
及被選人タルコトヲ得ス

第三條 選舉ヲ行フノ年ハ内閣総
理大臣勅旨ヲ奉シ選ハルヘキ議
員ノ数ヲ指定スヘシ

第四條 選挙ハ七月十日東京ニ於
テ之ヲ行フヘシ選挙管理者選挙
会場其他選挙ニ関ル一切ノ規程
ハ選挙資格アル各等華族ノ申合
ヲ以テ之ヲ定ムヘシ
選挙管理者ハ選挙及被選ノ權ヲ
妨ケラレルコトナシ

第五條 爵位局長官ハ選舉ノ期日
ヨリ五十日前ニ選舉資格ヲ有ス
ヘキ者ノ人名簿ヲ調製シ其ノ三
十日前ニ之ヲ確定シテ選舉管理
者ニ交付スヘシ
確定期日ノ前ニ新ニ爵ヲ授ケラ
レ又ハ新ニ資格ヲ得及回復シタ
ル者ハ之ヲ名簿ニ記入スヘシ

第六條 選舉管理者ハ選舉明細書

ヲ作り選舉ニ關ル一切ノ事項ヲ

記載シ署名捺印シ其ノ副本ヲ貴

族院ニ送付スヘシ

第七條 當選人確定シタルトキハ
選舉管理者ハ其ノ爵姓名ヲ内閣
總理大臣ヲ經由シテ上奏シ併セ
テ貴族院議長ニ通知スヘシ

第八條 議員ニ關負ヲ生シタルト

キハ議長ヨリ内閣總理大臣ヲ經
由シテ上奏シ内閣總理大臣ハ勅
旨ヲ奉シ補關選舉ヲ行フヘキコ
トヲ選舉管理者ニ命シ及其ノ期
日ヲ指定スヘシ

補關選舉ヲ行フノ手續ハ通常選
舉ノ例ニ同シ

第九條 補闕議員、任期、前議員
、任期 = 依

第十條 凡テ選舉ニ関ル争訟ハ貴
族院ノ判決ヲ求ムルコトヲ得但
シ出訴期限ハ貴族院開會ノ後十
日以内トス

第十一條 選舉ニ関スル費用ハ選舉
人ノ支辨ニ屬スヘシ

第十二條 衆議院議員選舉法第八

十九條ヨリ第九十九條ニ至ルマ

テ及第百二條第百三條第百四條

ハ本令ニ適用ス

第十三條 華族ニシテ選舉ニ関ル
罪ヲ犯シ禁錮以上ノ刑ニ處セラ
レ又ハ再ヒ罰金ノ刑ニ處セラレ
タル者ハ勅命ヲ以テ名簿ヨリ除
名セララルヘシ

第十四條 將來此ノ勅令ノ條項ヲ
改正シ又ハ増補スルトキハ貴族
院ノ議決ヲ經ヘシ



